

令和8年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について
令和8年(2026年)1月20日提出

教育長 山根 直樹

令和8年度教育委員会事務点検・評価実施要領について、別紙のとおりとする。

(理 由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、令和8年度の教育委員会事務点検・評価を実施するため、本案を提出する。

(案)

令和8年度教育委員会事務点検・評価実施要領

1 概要

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会が所管する事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する。
なお、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- (2) 第2期札幌市教育振興基本計画の進行管理を兼ね、点検・評価結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、着実に計画を進行する。
- (3) 第2期札幌市教育アクションプラン（前期）の全ての事業・取組について自己評価を行い、取組結果や各基本施策に設定した成果指標の動向等を基に、課題を明らかにして今後の方向性を見定めていく。

2 協議

教育長及び教育委員が、令和7年度の教育委員会事務事業における課題や今後の方向性について協議する。

3 授業視察及び児童生徒等との意見交換

学校教育に係る事業・取組についてより理解を深め、効果や課題を的確に把握することを目的とし、教育長及び教育委員による授業視察及び児童生徒等との意見交換を行う。

4 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、学校教育に精通する者1名、社会教育に精通する者1名の計2名から、実施事業・取組の自己評価等に対する意見を書面により徴する。

- 1 学校教育に精通する方
高久 元 氏（北海道教育大学札幌校 教授）
- 2 社会教育に精通する方
加藤 裕明 氏（札幌大谷大学 教授）

5 報告書の構成

第1章 教育委員会の概要

- 1 組織及び主な職務権限
- 2 令和7年度の活動状況等

第2章 点検・評価の概要

- 1 目的
- 2 実施方法等
- 3 第2期札幌市教育アクションプラン（前期）の施策体系

第3章 点検・評価の結果

- 1 重点項目の取組結果
- 2 その他事業の取組結果
- 3 成果指標の動向

資料編（全事業・取組の点検・評価）

6 報告書の決定・議会提出・公表

(1) 報告書の決定

点検・評価結果等をまとめた報告書を作成し、教育委員会会議に諮る。

(2) 議会提出・公表

第3回定例会市議会に提出する。また、教育委員会ホームページに掲載するほか、市政刊行物コーナー等に配架し、広く一般にも公表する。

7 スケジュール

～令和8年4月	事務局で調書作成
令和8年5月中旬 ～8月上旬	協議
令和8年8月中旬	報告書を議決
令和8年9月中旬	報告書を第3回定例会市議会に提出・公表
令和8年夏～秋頃	授業視察及び児童生徒との意見交換